

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年2月17日(2005.2.17)

【公開番号】特開2001-209773(P2001-209773A)

【公開日】平成13年8月3日(2001.8.3)

【出願番号】特願2000-18030(P2000-18030)

【国際特許分類第7版】

G 06 K 19/077

B 42 D 15/10

G 06 K 19/073

【F I】

G 06 K 19/00 L

B 42 D 15/10 521

G 06 K 19/00 P

G 06 K 19/00 K

【手続補正書】

【提出日】平成16年3月8日(2004.3.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

半導体集積回路チップが実装され複数個のコネクタ端子が形成されたカード基板を有し、前記コネクタ端子をケーシングから露出するICカードであって、

前記コネクタ端子は第1および第2の端子列が、ICカード挿入方向の前後に隣合う形でかつ列相互間で前記端子列の配列方向にずらされて千鳥状に配置されて成り、

前記第1の端子列は電源電圧供給用のコネクタ端子を有し、

前記第2の端子列は、前記電源電圧供給用のコネクタ端子に隣接する部分と、前記電源電圧供給用のコネクタ端子の両サイドにある端子間領域に隣接する部分に、端子間領域を有することを特徴とするICカード。

【請求項2】

半導体集積回路チップが実装され複数個のコネクタ端子が形成されたカード基板を有し、前記コネクタ端子をケーシングから露出するICカードであって、

前記コネクタ端子はICカード挿入方向の前後に形成された第1および第2の端子列を有し、第1の端子列に配置されたコネクタ端子の端子間領域の配列と第2の端子列に配置されたコネクタ端子の端子間領域の配列とが列方向で相互にずらされて成り、

前記第1の端子列は電源電圧供給用のコネクタ端子を有し、

前記第2の端子列は、前記電源電圧供給用のコネクタ端子に隣接する部分と、前記電源電圧供給用のコネクタ端子の両サイドにある端子間領域に隣接する部分に、端子間領域を有することを特徴とするICカード。

【請求項3】

半導体集積回路チップが実装され複数個のコネクタ端子が形成されたカード基板を有し、前記コネクタ端子をケーシングから露出するICカードであって、

前記コネクタ端子はICカード挿入方向の前後に形成された第1および第2の端子列を有し、第1の端子列に配置されたコネクタ端子の列方向配置と第2の端子列に配置されたコネクタ端子の列方向配置とが列方向で相互にずらされて成り、

前記第1の端子列は電源電圧供給用のコネクタ端子を有し、前記第2の端子列は、前記電源電圧供給用のコネクタ端子に隣接する部分と、前記電源電圧供給用のコネクタ端子の両サイドにある端子間領域に隣接する部分に、端子間領域を有することを特徴とするICカード。

【請求項4】

前記第2の端子列に配置されたコネクタ端子の列方向一端のコネクタ端子は前記第1の端子列に配置されコネクタ端子の列方向一端のコネクタ端子と列方向で隣合う位置まで延在され、

前記第2の端子列に配置されたコネクタ端子の列方向他端のコネクタ端子は前記第1の端子列に配置されコネクタ端子の列方向他端のコネクタ端子と列方向で隣合う位置まで延在されて成ることを特徴とする請求項2又は3記載のICカード。

【請求項5】

前記コネクタ端子は2個の接地電圧供給用端子、及び1個のクロック信号入力用端子を含んで成ることを特徴とする請求項1乃至4記載の何れか1項記載のICカード。

【請求項6】

前記コネクタ端子は、4ビット分のデータ用端子を含み、全部で9個設けられて成ることを特徴とする請求項5記載のICカード。

【請求項7】

前記コネクタ端子は、8ビット分のデータ用端子を含み、全部で13個設けられて成ることを特徴とする請求項5記載のICカード。